

低炭素都市推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「低炭素都市推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取組の全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取組を世界に発信することを目的とする。

(業 務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 構成員市区町村のアクションプラン^{*}の策定支援、優れた取組に対する表彰・賞の授与、環境モデル都市の取組の評価など、全国への展開・波及に関する業務
- 二 環境モデル都市及びその他の構成員間の先導的取組・学術研究等の情報共有及び相互啓発に関する業務
- 三 都市と地方の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進に関する業務
- 四 我が国の優れた取組の世界に向けた情報発信や国際連携促進に関する業務
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な業務

(組 織)

第4条 本会は、以下の構成員をもって組織する。

- 一 環境モデル都市、環境モデル候補都市、その他低炭素型都市・地域づくりに向けたアクションプランを策定する意思のある市区町村。（以下「一号会員」という。）
- 二 関係省庁、都道府県、関係政府機関等（以下「二号会員」という。）

(役 員)

第5条 本会に、会長1名および幹事複数を置く。

- 2 会長は、一号会員の中から総会で選出する。
- 3 幹事は、構成員の中から総会で選出する。
- 4 会長および幹事の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 5 会長は、本会を代表し、推進協議会の運営にあたる。
- 6 幹事は、会長を補佐し、推進協議会の運営にあたる。
- 7 会長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を総理する。

(総 会)

第6条 総会は、年1回開催されるほか、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、推進協議会の運営方法、検討事項等について意思決定を行う。
- 3 会長は、総会の議事を総理する。

(ワーキンググループ等)

第7条 業務の必要に応じて、本会に構成員の一部により組織されたワーキンググループ等を設置することができる。

2 本会の構成員は、ワーキンググループ等の設置を提案できる。

3 ワーキンググループ等の設置、組織及び名称は、前項の提案にもとづいて総会で決定する。

4 ワーキンググループ等には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、内閣官房地域活性化統合事務局に置く。

2 事務局長は、内閣官房地域活性化統合事務局長とする。

3 事務局長は、推進協議会の庶務を総理し、処理する。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成20年12月14日より施行する。

※アクションプラン

温室効果ガスの大幅削減に向けて行動する市区町村が策定する以下の内容を含む具体的実施計画

- 1) 2050年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期(2020年～2030年前後までの期間)の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針
- 2) 策定後5年以内に具体化する予定の取組内容